

重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政
文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の
概要に関する報告

令和8年9月1日

内閣府独立公文書管理監

目次

1	本報告について	1
2	独立公文書管理監の任務・権限	1
3	検証・監察事項	
	(1) 検証・監察の対象となる事項	2
	(2) 報告対象期間中の検証・監察事項	3
4	検証・監察の結果等	
	(1) 重要経済安保情報の指定	4
	(2) 重要経済安保情報の指定の解除	7
	(3) 重要経済安保情報の記録とその表示	8
	(4) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存	9
5	検証・監察に関する定量的指標	11
6	通報への対応	12
7	情報監視審査会への対応	13
8	今後の展望	13
	【参考資料】	15

1 本報告について

「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）第6章第4節4において、内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下「独立公文書管理監」という。）は、重要経済安保情報¹の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「重要経済安保情報の指定及びその解除」という。）並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等²の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

本報告は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）が施行された令和7年5月16日から令和8年3月31日までの間（以下「報告対象期間」という。）に、独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を報告するものである³。

なお、措置の対象となった重要経済安保情報の指定及びその解除の件数は、暦年での表記としている。

2 独立公文書管理監の任務・権限

独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の適正な運用を確保するために独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、特定秘密保護法の施行日である平成26年12月10日に、内閣府に設置された⁴。

重要経済安保情報保護活用法附則第9条では、政府が重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策を検討することとされているところ、特定秘密と同様に、独立公文書管理監がその検証・監察を担うこととなった⁵。

¹ 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密保護法第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定する（重要経済安保情報保護活用法第3条第1項）。

² 重要経済安保情報行政文書ファイル等とは、重要経済安保情報を記録する行政文書ファイル等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）をいう（運用基準第6章第2節1）。

³ 本報告は、第1回目の報告であり、報告対象期間の始期は重要経済安保情報保護活用法の施行日であるが、次回以降については、年度ごとの活動をまとめて報告することを予定している。

⁴ 情報保全監察室は、令和8年6月1日時点で、室長である独立公文書管理監以下22名の体制である。

⁵ 重要経済安保情報保護活用法の施行日である令和7年5月16日に内閣府本府組織令（平成12

独立公文書管理監は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「施行令」という。）の規定並びに運用基準第 1 章から第 3 章まで（以下「重要経済安保情報保護活用法等」という。）に従って適正に行われているかどうか検証・監察する。この任務⁶を達成するための権限は、運用基準に以下のとおり具体的に定められている。

- ・ 必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をする（運用基準第 6 章第 2 節 2）。
- ・ 行政機関の長による重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従って行われていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該重要経済安保情報行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求める（運用基準第 6 章第 2 節 3）。
- ・ 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従って行われていない旨の通報を受領し、必要な調査を行う（運用基準第 6 章第 3 節 2 (2)②）。

独立公文書管理監は、独立した公正な立場において、定められた任務を適切に遂行し、検証・監察を厳正かつ実効的に行うことにより、重要経済安保情報保護活用法等の適正な運用を確保する役割を果たしていくこととなる。

3 検証・監察事項

(1) 検証・監察の対象となる事項

重要経済安保情報保護活用法等に基づき、独立公文書管理監が検証・監察を行うこととなる事項は以下のとおりである⁷。

ア 重要経済安保情報の指定

(ア) 重要経済安保情報の指定⁸

重要経済安保情報の指定が、重要経済安保情報保護活用法等に従って適正に行われているか。

年政令第 245 号) が改正され、独立公文書管理監の所掌事務として重要経済安保情報に係る検証・監察が追加された。

⁶ 独立公文書管理監（情報保全監察室の職員を除く。）のこの任務は、内閣府本府組織令第 3 条の 2 第 1 号ロに、情報保全監察室の任務は、情報保全監察室の設置に関する訓令（平成 26 年 12 月 9 日内閣府訓令第 55 号）に、それぞれ規定されている。

⁷ 適性評価の実施については、独立公文書管理監が行う検証・監察の対象とはされていない。重要経済安保情報を化体する物件の管理についても、同様である。

⁸ 重要経済安保情報の指定とは、広義では、重要経済安保情報を指定する行為のほか、指定の有効期間の設定、指定の有効期間の延長、重要経済安保情報の指定の解除及び重要経済安保情報の表示等を含むものであるが、ここでいう重要経済安保情報の指定とは、前二者のみを指す。

- (イ) 重要経済安保情報の指定の有効期間の延長
重要経済安保情報の指定の有効期間の延長が、重要経済安保情報保護活用法等に従って適正に行われているか。
- (ウ) 重要経済安保情報の指定の解除
重要経済安保情報の指定の解除が、重要経済安保情報保護活用法等に従って適正に行われているか。
- (エ) 重要経済安保情報の記録、その表示・通知
重要経済安保情報を記録する文書、図画又は電磁的記録の内容が、指定された情報の内容と整合しているか、また、重要経済安保情報に係る表示⁹、重要経済安保情報表示の措置が困難である場合における取扱者への通知等が、重要経済安保情報保護活用法等に従って適正に行われているか。

イ 重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理

- (ア) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存
重要経済安保情報行政文書ファイル等が、重要経済安保情報保護活用法等に従って適正に保存されているか。
- (イ) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
重要経済安保情報行政文書ファイル等について、保存期間が満了したときの措置（以下「保存期間満了時の措置」という。）が、重要経済安保情報保護活用法等に従って適正に定められているか。
- (ウ) 重要経済安保情報行政文書ファイル等にすべきものの存否
重要経済安保情報を記録する保存期間1年未満の行政文書（以下「保存期間1年未満の重要経済安保情報文書」という。）の中に行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載されるべきものがないか¹⁰。

(2) 報告対象期間中の検証・監察事項

令和7年5月16日の重要経済安保情報保護活用法施行以降、同年末までに、9の行政機関¹¹において、合計20件の重要経済安保情報が指定された。

重要経済安保情報は、我が国の安全保障上特に秘匿することが必要である情報につき、各行政機関の長が指定をし、これを保護するという点で特定秘密と共通するところも多い。他方、重要経済安保情報と特定秘密では指定

⁹ 重要経済安保情報に係る表示とは、重要経済安保情報表示のほか、指定の有効期間満了に伴う重要経済安保情報表示の抹消及び指定有効期間満了表示並びに指定の解除に伴う重要経済安保情報表示の抹消及び指定解除表示を含む。

¹⁰ 保存期間1年未満の重要経済安保情報文書については、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿に記載することとされていないため、重要経済安保情報行政文書ファイル等には該当しない。なお、運用基準には、保存期間1年未満の重要経済安保情報文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないかの検証・監察が、独立公文書管理監が行う重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の検証・監察に含まれる旨規定されている。

¹¹ 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、公安調査庁、外務省、財務省及び経済産業省

の要件が異なること、独立公文書管理監として各行政機関の取扱状況を正確に確認する必要があることなどの事情を踏まえる必要があった。

そこで、独立公文書管理監は、検証・監察を受ける必要のある行政機関に対し、検証・監察の実施手続や検証・監察に必要な資料の作成等について説明を行うなどし、丁寧な検証・監察の実施に留意した。

その上で、検証・監察事項に優先順位を付けて進めることとした。具体的には、令和7年中に指定された重要経済安保情報のうち、その指定に関する検証・監察を第一優先順位とした。これは、重要経済安保情報の指定が適正に行われているかどうかを検証・監察し、この点についての判断を下すことが、当該指定を前提として行われる重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に関する検証・監察を効果的かつ効率的に実施するために重要だからである。また、検証・監察の対象となる複数の事項の前提であるという点で、指定の解除についても指定と共通することから、優先的に検証・監察を進めた。

なお、報告対象期間中は上記の方針に従って検証・監察を進めたことなどから、重要経済安保情報の指定の有効期間の延長、重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置及び重要経済安保情報行政文書ファイル等にすべきものの存否のそれぞれに関する検証・監察は、次回報告の対象期間において、必要に応じて実施することとした。

4 検証・監察の結果等

(1) 重要経済安保情報の指定

令和7年に20件の重要経済安保情報が、9の行政機関において指定されたことから、これらの適否について検証・監察を行った。

なお、各行政機関における重要経済安保情報の指定の状況については、表1のとおりである。

表1 各行政機関における重要経済安保情報の指定の状況

	令和7年末時点での 指定件数	令和7年中の 満了件数	令和7年中の 解除件数	令和7年中の 指定件数
国家安全保障会議	1	0	0	1
内閣官房	1	0	0	1
内閣府	3	0	0	3
警察庁	3	0	0	3
総務省	1	0	▲ 1	2
公安調査庁	1	0	0	1
外務省	5	0	0	5
財務省	2	0	0	2
経済産業省	2	0	0	2
合計	19	0	▲ 1	20

ア 検証・監察のポイント

重要経済安保情報保護活用法第22条において、同法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨規定されている。また、運用基準第1章2(1)においては、重要経済安保情報保護活用法の運用に関する全ての者は、この規定の内容を十分に理解し、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って重要経済安保情報として指定する」こととされている。

重要経済安保情報の指定に当たっては、重要経済安保情報保護活用法第3条第1項において、以下の3つの要件が規定されている。

- ① 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報¹²であること。(重要経済基盤保護情報該当性)
- ② 公になっていない情報であること。(非公知性)
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること。(秘匿の必要性)

これを受け、運用基準第2章第1節においては、それぞれの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準が定められている。

また、運用基準第2章第2節では、「遵守すべき事項」として、以下のものが掲げられている。

- ・ 要件該当性の判断は、厳格に行い、重要経済安保情報として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとする。
- ・ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

¹² 重要経済基盤保護情報は、「重要経済基盤」に関する情報のうち、「一定の事項」に関するものである（重要経済安保情報保護活用法第2条第4項）。

・「重要経済基盤」とは、以下のいずれかのことをいう。（重要経済安保情報保護活用法第2条第3項）

- ① 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制（基盤公共役務の提供体制）
 - ② 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網（重要物資の供給網）
- ・「一定の事項」とは、以下のいずれかのことをいう。
- ① 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
 - ③ 上記①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報
 - ④ 上記②に掲げる情報の収集整理又はその能力

- ・ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。
- ・ 重要経済安保情報に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、重要経済安保情報の指定の対象となる情報である。これを前提に、重要経済安保情報に当たる情報が出現する前に、これを重要経済安保情報に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。
- ・ 指定の効果は将来にわたってのみ有効であり、行政機関が重要経済安保情報保護活用法の施行以前に提供した情報に遡及して適用させてはならないこと。

また、運用基準第2章第3節3において、指定の有効期間の設定に当たっては、外部からの脅威動向や技術動向を始めとする経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して、適切であると考えられる期間を定めるものとされているほか、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を明らかにしておくよう努めるものとされている。

運用基準第2章第3節4において、行政機関の長は、重要経済安保情報管理者に命じて重要経済安保情報指定書を作成させるものとされている。重要経済安保情報指定書には、指定の要件を満たしているか否かが判別できるように指定の理由を記すとともに、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、その条件を明らかにするものとされている。また、当該指定に係る情報の記述は、他の情報と区別することができるようにできる限り具体的に記述すること、当該記述を含む重要経済安保情報指定書を重要経済安保情報として取り扱うことを要しないようにしなければならないこととされている。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 指定管理簿¹³の提出

運用基準第6章第2節4において、行政機関の長は、重要経済安保情報を指定し、指定の有効期間を延長し、又は指定を解除し、それぞれ指定管理簿に必要な事項を記載し又は記録したときは、速やかに、独立公文書管理監に当該指定に関する指定管理簿の写しを提出することとされている。これに基づき、各行政機関から独立公文書管理監に、指定管

¹³ 指定管理簿とは、重要経済安保情報の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、重要経済安保情報の概要等を記載し、又は記録したものをいう（施行令第3条）。

理簿の写しの提出がなされた。

(イ) 重要経済安保情報指定書の提出

独立公文書管理監は、提出された指定管理簿の記載内容を精査するとともに、指定された個々の情報の内容や、指定の要件の該当性をより具体的に把握する資料とするため、各行政機関から、重要経済安保情報指定書の写しの提出を受けた。

(ウ) 説明の聴取等

指定管理簿及び重要経済安保情報指定書に記載された内容を基に、専門用語の意味内容、公開情報との関係、特定秘密等の当該重要経済安保情報以外の情報との区別、重要経済安保情報に指定しようとする情報に係る諸情勢とその変化の見込み等様々な観点から、疑問点その他の確認を要する事項を抽出し、各行政機関に対し、書面又は口頭で説明の聴取を行った。この過程は、各行政機関から十分な回答が得られ、独立公文書管理監が納得して、検討・判断の前提となる事実関係の調査を了としたと言える状態となるまで、繰り返し行った。この際、必要に応じ、独立公文書管理監からの要請に基づき、各行政機関から独立公文書管理監に対して、検証・監察に資する資料が提出された。

(エ) 適否の判断及び検証・監察の結果

各行政機関が提出した資料やその説明を基に、それぞれの重要経済安保情報の指定について、その適否を判断した結果、報告対象期間中に検証・監察を終えた12件の重要経済安保情報の指定について、いずれも適正に行われているものと認められた。なお、令和7年中に指定された重要経済安保情報のうち、報告対象期間中に着手したものの検証・監察が完了しなかった8件については、引き続き丁寧な検証・監察の実施に留意しつつ、おおむね1年以内に検証・監察の完了を目指すこととしている。

(2) 重要経済安保情報の指定の解除

令和7年5月16日の重要経済安保情報保護活用法施行以降、同年末までに、総務省の1件の重要経済安保情報の指定が解除されたことから、その適否について検証・監察を行った。

ア 検証・監察のポイント

重要経済安保情報保護活用法第4条第7項において、行政機関の長は、指定をした情報が重要経済安保情報保護活用法第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとする旨規定されている。運用基準第3章第2節1においては、行政機関の長は、その指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除することとされている。

指定の要件等に関する検証・監察のポイントは、上記(1)アに記載した検証・監察のポイントと同様である。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 重要経済安保情報指定解除書等¹⁴の提出

独立公文書管理監は、検証・監察の基礎資料及び指定が解除（一部解除を含む。）された理由をより具体的に把握する資料とするため、総務省から、指定管理簿及び重要経済安保情報指定解除書の写しの提出を受けた。

(イ) 説明の聴取

総務省に対し、当該指定が要件を満たさなくなったと判断した理由について、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

(ウ) 適否の判断及び検証・監察の結果

総務省が提出した資料やその説明を基に、重要経済安保情報の指定の解除の適否を判断した結果、報告対象期間中に検証・監察を行った1件について、適正に行われているものと認められた。

(3) 重要経済安保情報の記録とその表示¹⁵

令和7年度は、重要経済安保情報の指定及びその解除の検証・監察を優先的に行うこととし、重要経済安保情報の記録とその表示の適否についての検証・監察は、重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存の検証・監察と同一機会を捉え、公安調査庁の1部署の文書等¹⁶を対象に行った。

ア 検証・監察のポイント

重要経済安保情報を記録する文書等については、重要経済安保情報保護活用法第3条第2項第1号の規定に基づき、重要経済安保情報表示をすることとされている。

文書に対する表示の具体的方法については、施行令第4条において、見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすることとされ、この場合において、重要経済安保情報である情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすることとされている。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 重要経済安保情報を記録する文書等の選定

保存の検証・監察（下記(4)イ(ウ)）のため選定した重要経済安保情報

¹⁴ 本報告では、その名称にかかわらず、重要経済安保情報保護活用法第4条第7項の規定に基づき重要経済安保情報の指定を解除する際の様式を「重要経済安保情報指定解除書」と呼称する。

¹⁵ 重要経済安保情報保護活用法第3条第2項第2号において、重要経済安保情報表示が困難である場合には、重要経済安保情報である情報を取り扱う者に対して当該情報が重要経済安保情報に当たる旨の通知をすることとされているが、報告対象期間においては、同通知に係る検証・監察は行わなかった。

¹⁶ 以下「文書」とは、重要経済安保情報保護活用法にいう文書又は図画をいい、「文書等」とは、これに電磁的記録を含めたものをいう。

行政文書ファイル等から、重要経済安保情報を記録する文書等を独立公文書管理監が選定した¹⁷。

なお、当該文書等の特定は、それぞれに係る重要経済安保情報文書等管理簿¹⁸等により行うこととした。

(イ) 重要経済安保情報を記録する文書等の確認

実地調査において、文書等を確認し、その内容が、重要経済安保情報に指定された情報の内容と整合するかどうか、すなわち、当該文書等に重要経済安保情報に指定された情報が実際に記録されているかどうかについて検証・監察を行った。また、併せて、重要経済安保情報表示が重要経済安保情報保護活用法等に従って適正になされているかどうかについても検証・監察を行った。この際、公安調査庁から、当該文書等に記録されている内容が重要経済安保情報に指定された情報に該当すると判断した理由や表示の方法等について、補足説明を聴取した。

(ウ) 適否の判断及び検証・監察の結果

文書等の確認の結果を踏まえ、文書等への記録や表示について、その適否を判断した結果、報告対象期間中に検証・監察を行った1部署の文書等について、下記(エ)のとおり是正を求めた。

(エ) 是正の求め（重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することが出来る部分について、当該部分を明らかにした上で、当該部分に重要経済安保情報表示をすること）

公安調査庁の1部署において、保護規程により、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することが出来るときは、当該部分を明らかにした上で、重要経済安保情報表示を当該部分にすることとされているにもかかわらず、頁自体には当該表示が行われているものの、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することが出来る部分について、当該部分を明らかにせず、当該部分への表示を行っていない箇所があるものと認め、令和8年3月17日、公安調査庁長官に対し、当該部分を明らかにした上で、当該部分に重要経済安保情報表示をするよう、是正の求めを行った。

なお、公安調査庁からは、同月25日に、重要経済安保情報に該当する部分を明らかにした旨の報告を受けている。

(4) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存

重要経済安保情報の記録とその表示の検証・監察と同一機会を捉え、公安調査庁の1部署を対象に、重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存の適否について検証・監察を行った。

¹⁷ 重要経済安保情報を記録する文書等として、文書又は電磁的記録の提供を求めた。

¹⁸ 本報告では、その名称にかかわらず、重要経済安保情報を記録する文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊を「重要経済安保情報文書等管理簿」と呼称する。この簿冊には、重要経済安保情報を記録する文書等の件名等が記載又は記録されている。

ア 検証・監察のポイント

重要経済安保情報保護活用法第5条第1項において、行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に係る重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める措置（以下、施行令に関連規定を有する重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を「保護措置」という。）を講ずるものとする旨規定されている。これを受けて、施行令第11条第1項において、重要経済安保情報を適切に保護するための規程（以下「保護規程」という。）を定めるものとする旨が、同条第2項において、保護規程に従い、同条第1項各号に掲げる保護措置を講ずることとする旨が、それぞれ規定されている。

また、重要経済安保情報保護活用法第6条及び第9条の規定により重要経済安保情報の提供を受ける行政機関の長等も、それぞれ保護措置を講ずる旨規定されている¹⁹。

イ 検証・監察の過程及びその結果

(ア) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に資する事項の報告

運用基準第6章第2節4(2)において、行政機関の長は、毎年1回、重要経済安保情報行政文書ファイル等の名称、保存場所、保存期間満了時の措置その他の重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に資する事項を、独立公文書管理監に報告することとされている。これに基づき、各行政機関から独立公文書管理監に、令和7年8月15日時点での状況について、報告がなされた。

(イ) 説明の聴取

公安調査庁が定めた保護規程²⁰及びこれに従って講じた保護措置について具体的に把握するとともに、実地調査において確認すべき点を抽出するため、書面又は口頭で公安調査庁から説明の聴取を行った。

(ウ) 検証・監察の対象となる重要経済安保情報行政文書ファイル等の選定

検証・監察の対象となる重要経済安保情報行政文書ファイル等については、対象部署が管理するものの中から、独立公文書管理監が選定した。

(エ) 実地調査

対象部署を往訪し、検証・監察対象の重要経済安保情報行政文書ファイル等の背表紙、冊数等の現況を確認しつつ、保護規程に従った保護措

¹⁹ 重要経済安保情報保護活用法第6条の規定により重要経済安保情報の提供を受ける行政機関の長が講ずることとされている保護措置は、施行令第14条各号及び施行令第11条第1項各号に掲げる措置であり、重要経済安保情報保護活用法第9条の規定により重要経済安保情報の提供を受ける者が講ずることとされている保護措置は、施行令第15条各号に掲げる措置である。

²⁰ 保護規程は多岐にわたるため、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者、必要な施設設備の設置、取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限、文書等の保管の制限並びに取扱いの業務の状況の検査に関する規定等について、検証・監察を行った。

置（施設設備の設置、立入り・機器持込みの制限等）の実施の状況を確認した。

なお、上記(3)イ(7)のとおり、この機会を捉えるなどして、重要経済安保情報の記録とその表示に係る検証・監察を行った²¹。

(オ) 適否の判断及び検証・監察の結果

説明聴取及び実地調査の結果を踏まえ、重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存について、その適否を判断した結果、報告対象期間中に検証・監察を行った1部署について、検証・監察事項たる保護規程及び保護措置が適正であると認められた。

5 検証・監察に関する定量的指標

検証・監察の過程において、17回にわたり、各行政機関からの説明聴取、行政機関に赴いての実地調査等を行った。

これらの過程において、重要経済安保情報を記録する文書等について、計12件²²（これら文書等に記録されている重要経済安保情報の件数としては延べ14件²³）の提供を受け、その内容を確認した。

なお、行政機関の長が重要経済安保情報の提供の求めに応じず、運用基準第6章第2節2に基づく理由の疎明を行った事案はなかった。

行政機関別の説明聴取、実地調査等の回数、確認した重要経済安保情報を記録する文書等の件数等については、表2のとおりである。

²¹ これは、当該ファイルが重要経済安保情報行政文書ファイル等に該当することを確認するためのものであるが、効率性の観点から、重要経済安保情報の記録とその表示の検証・監察を兼ねたものとして行った。

²² 例えば、報告対象期間中に1つの文書を複数回提供されて確認した場合には、1件と計上している。

²³ 例えば、1つの文書に2つの指定に係る情報が記録されていることを確認した場合には、2件と計上することとしている。

表2 各行政機関に対する検証・監察の実施回数等

	検証・監察の実績		
	説明聴取、実地調査等の回数	確認した重要経済安保情報を記録する文書等の件数	文書等に記録されていることを確認した重要経済安保情報の件数（延べ数）
内閣官房	1	0	0
内閣府	2	3	3
警察庁	4	3	3
総務省	3	1	1
公安調査庁	3	4	6
財務省	1	0	0
経済産業省	3	1	1
合計	17	12	14

6 通報への対応

運用基準第6章第3節2において、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上重要経済安保情報を知得した者は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている²⁴。これに加えて、一定の条件を満たす場合²⁵には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。

独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、重要経済安保情報保護活用法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

報告対象期間中、独立公文書管理監において処理した通報は0件であった。

²⁴ 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を独立公文書管理監に報告することとされている（運用基準第6章第3節2(1)④）が、報告対象期間中、この報告は0件であった。

²⁵ 以下のいずれかの条件を満たす場合には、独立公文書管理監への通報を行うことができる。

- ① 通報者が、行政機関の長に対して既に通報を行っており、当該行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知を受けていること。
- ② ①に該当しないものの、以下のいずれかに該当すること。
 - i) 通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある。
 - ii) 通報をすれば証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある。
 - iii) 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある。

独立公文書管理監においては、引き続き、通報者の保護に十分に配慮しつつ通報を処理するとともに、通報の要件を満たさないものであっても、検証・監察に資する情報の提供として受けることとしている。

7 情報監視審査会への対応

重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、情報監視審査会において、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視することとされたことから、求めに応じ、情報監視審査会において説明及び質疑に対する応答を行った。また、衆議院情報監視審査会の令和6年年次報告書（令和7年6月）及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和7年6月）において示された政府に対する意見・指摘のうち、独立公文書管理監に関するものに対しては、表3のとおり説明した。

表3 年次報告書における意見・指摘（独立公文書管理監に関するもの）への説明状況

意見・指摘	独立公文書管理監の説明状況
○ 重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、独立公文書管理監の検証・監察の対象範囲に重要経済安保情報が加わることを踏まえ、情報保全監察室の体制強化を図ること。 【衆議院】	○ 重要経済安保情報に係る検証・監察を担当させるため、令和7年度に必要な増員を行った。その上で、これまでに当室が蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるよう取り組んでまいる。
○ 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。 【参議院】	○ いただいたご意見も踏まえ、令和7年度に情報保全監察室の体制強化を図るため、必要な増員を行った。 これまでに当室が特定秘密に係る検証・監察において蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるよう取り組んでいくとともに、ご指摘も踏まえ、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の指定要件等の厳正な検証・監察に取り組んでいく。

8 今後の展望

令和7年5月16日に重要経済安保情報保護活用法が施行され、初年度となる報告対象期間中、まずは重要経済安保情報の指定及びその解除の検証・監察を優先的に実施した。その際、これまでに特定秘密の検証・監察で蓄積した知見を受検する行政機関に共有するなどしながら、丁寧な検証・監察の手續を心がけた。

この検証・監察を通じて、令和8年3月17日に、重要経済安保情報について初めての是正の求めを行った結果、行政機関において所要の措置が講じられており、重要経済安保情報保護活用法の適正な運用に資することとなった。

次回報告の対象期間では、検証・監察が令和7年度に完了しなかったものを含む重要経済安保情報の指定についての検証・監察を引き続き優先的に実施するとともに、その他の事項についても、検証・監察を行う必要があると認めたものについて計画的に取り組んでいく。

また、独立公文書管理監から重要経済安保情報保護活用委員会委員長等に宛て、重要経済安保情報を記録する文書等にする重要経済安保情報表示その他の事項について意見²⁶を述べた²⁷ことから、当該意見に対する政府の対応を注視していく。

今後も、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠実に遂行することにより、重要経済安保情報保護活用法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、適正な運用の確保に貢献していきたい。

²⁶ 巻末の参考資料9参照。当該意見は、重要経済安保情報保護活用委員会委員長及び内閣保全監視委員会委員長に宛てて提出した。

²⁷ 当該意見を受けて、特定秘密と重要経済安保情報の両方の情報が同一の文書等に記録される場合における表示の方法等について、令和8年4月24日付け内閣官房内閣情報調査室次長通知及び令和8年7月23日付け内閣府政策統括官（経済安全保障担当）通知が発出された。

【参考資料】

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）
（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第
26 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者
の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）
（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）（抄）・・・・・・・・・・ 37
- 5 公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）（抄）・・ 39
- 6 行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決
定）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 7 内閣府本府組織令（平成 12 年政令第 245 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 8 情報保全監察室の設置に関する訓令（平成 26 年 12 月 9 日内閣府訓令第
55 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 9 重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見（令和 8 年 3 月
18 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）（抄）

（重要経済安保情報の指定）

第3条 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る重要経済安保情報の範囲を明らかにするため、重要経済安保情報である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二 重要経済安保情報である情報の性質上前号に掲げる措置を講ずることが困難である場合においては、政令で定めるところにより、当該情報について指定が行われた旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、重要経済安保情報である情報について前項第2号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第1号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3～6 （略）

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（重要経済安保情報の保護措置）

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる

こととされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2～3 (略)

(他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供)

第6条 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該重要経済安保情報を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に重要経済安保情報を提供する行政機関の長は、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第1項の規定により重要経済安保情報の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとする。

(その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供)

第9条 第4条第5項、前3条、次条第1項及び第18条第4項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。

一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法

- 第 316 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの
- 二 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 223 条第 6 項（同法第 231 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合
- 三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成 15 年法律第 60 号）第 9 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
- 四 会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 19 条の 4 において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第 9 条第 1 項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
- 2 （略）

（重要経済安保情報の指定等の運用基準等）

- 第 18 条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。以下同じ。）に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 2～4 （略）

（この法律の解釈適用）

- 第 22 条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- 2 （略）

附 則

（指定及び解除の適正の確保）

- 第 9 条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号）（抄）

（指定に関する記録の作成）

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による指定に関する記録の作成は、法第 18 条第 1 項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第 3 条第 1 項の規定による指定（以下「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（その作成に代えて電磁的記録（同条第 2 項第 1 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 四 指定に係る重要経済安保情報である情報が法第 2 条第 4 項各号のいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（重要経済安保情報の表示の方法）

第 4 条 法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する重要経済安保情報の表示（以下「重要経済安保情報表示」という。）は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。
- 二 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第 1 様式による表示を視覚により認識することができるようにすること。
- 三 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 別記第 1 様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がない場合にあっては、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第 8 条 行政機関の長は、法第 4 条第 2 項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 （略）

- 二 指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第4条第4項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(指定の解除に伴う措置)

第10条 行政機関の長は、法第4条第7項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一・二 略

三 指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 (略)

(行政機関の長による重要経済安保情報の保護措置)

第11条 行政機関の長は、重要経済安保情報を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名

二 職員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育

三 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置

四 法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定

五 重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

六 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

七 前2号に掲げるもののほか、重要経済安保情報文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

八 重要経済安保情報の伝達（重要経済安保情報文書等の交付以外の方法によるものに限る。第15条第8号において同じ。）の方法の制限

九 重要経済安保情報の取扱いの業務の状況の検査

十 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による重要経済安保情報文書等の廃棄

十一 重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置

十二 前各号に掲げるもののほか、重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

2 法第5条第1項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該重要経済安保情報に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

3 (略)

(提供の際の通知)

第13条 法第6条第1項、第7条第1項、第8条、第9条、第10条第1項若しくは第6項

又は第 18 条第 4 項の規定により重要経済安保情報の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。

(他の行政機関による重要経済安保情報の保護措置)

第 14 条 法第 6 条第 2 項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該重要経済安保情報に関する第 11 条第 1 項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一～四 (略)

(その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による重要経済安保情報の保護措置)

第 15 条 法第 9 条第 1 項第 1 号の政令で定める措置は、同条(同号(イに係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定により重要経済安保情報の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

- 一 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が重要経済安保情報であることを認識させるために必要な表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。)又は通知であつて、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内でするものの方法を定めること。
- 二 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者を指名すること。
- 三 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に対し、重要経済安保情報の保護の重要性を理解させること。
- 四 当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
- 五 当該提供の目的である業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすること。
- 六 当該重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。
- 七 前号に掲げるもののほか、当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。
- 八 当該重要経済安保情報の伝達の方法を制限すること。
- 九 当該重要経済安保情報の利用の状況の検査の方法を定めること。
- 十 当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。

別記第 1 様式 (第 4 条関係)

重要経済安保情報

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

○重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、
統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）（抄）

第 1 章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項においては、政府は、重要経済安保情報（法第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の指定及びその解除、適性評価（法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。以下同じ。）の実施並びに適合事業者（法第 10 条第 1 項に規定する適合事業者をいう。以下同じ。）の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（以下「本運用基準」という。）を定めることとしている。

重要経済安保情報の指定や解除、適性評価の実施や適合事業者の認定は、行政機関の長（法第 2 条第 2 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）が各々行うことになる。本運用基準は、法の施行に関して、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定することにより、政府における運用を統一化することを目的とする。（以下略）

2 法の運用に当たって留意すべき事項

(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

法は、第 22 条第 1 項及び第 2 項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと、及び出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとすることを定めている。法の運用に関する全ての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない。

- ① 法が定める各規定を拡張して解釈してはならず、厳格にこれを適用すること。特に、法第 3 条第 1 項及び第 4 条については、この点により一層留意し、本運用基準の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って重要経済安保情報として指定すること。
- ② 憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること。特に、適性評価の実施に当たっては、プライバシーの保護に十分に配慮しなければならないこと。
- ③ いわゆる国民の知る権利は、憲法第 21 条の保障する表現の自由や、憲法によって立つ基盤である民主主義社会の在り方と結び付いたものとして、十分尊重されるべきものであること。特に、報道又は取材の自由については、国民の知る権利を保障するものとして十分に配慮することとし、出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守すること。

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

重要経済安保情報が、行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の形で管理されている場合には、公文書管理法が適用される。重要経済安保情報

の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等（公文書管理法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管される。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書（以下「重要経済安保情報文書」という。）には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）も適用され、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、重要経済安保情報文書の開示を請求することができる。開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。（中略）

行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）において法の運用に関する全ての者は、これらの点について十分に理解した上で、法だけではなく、公文書管理法及び情報公開法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならない。

3 重要経済安保情報を取り扱う者等の責務

重要経済安保情報を取り扱う者は、法、施行令、本運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらの適正な運用の確保を図りつつ、重要経済安保情報の保護のための措置を適確に講じなければならない。

また、重要経済安保情報を取り扱う者は、自身が重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得ることを十分に認識し、施行令第11条第1項第2号及び第16条第1項第1号に基づき実施される重要経済安保情報の保護に関する教育を受講するなどして規範意識を常に高く保たなければならない。

さらに、重要経済安保情報を取り扱う者は、重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合には、上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処するものとする。

上記は、重要経済安保情報を取り扱わなくなった者についても、同様とする。

第2章 重要経済安保情報の指定

第1節 指定の要件

法第3条第1項は、行政機関の長が指定する重要経済安保情報について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報（法第2条第4項に規定する重要経済基盤保護情報をいう。以下同じ。）であること（以下「重要経済基盤保護情報該当性」という。）
- ・ 公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「秘匿の必要性」という。）

重要経済安保情報に指定される情報からは、特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）

及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。）に該当するものは除かれる。

行政機関の長が指定しようとする情報について、要件該当性を判断するに当たっての基準は、以下 1 から 3 のとおりとする。

1 重要経済基盤保護情報該当性

(1) 重要経済基盤

重要経済基盤保護情報とは、重要経済基盤（法第 2 条第 3 項に規定する重要経済基盤をいう。以下同じ。）に関する情報であつて、同条第 4 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に関するものと規定されている。また、重要経済基盤とは、同条第 3 項において、以下の 2 つが規定されている。

- ・ 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であつてその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制（以下「基盤公共役務の提供体制」という。）
- ・ 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網（以下「重要物資の供給網」という。）

（以下略）

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

重要経済基盤保護情報該当性の判断は、上記の重要経済基盤に関する情報が、以下のとおり、法第 2 条第 4 項各号に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、重要経済基盤保護情報に該当すると判断された情報について、その全てを重要経済安保情報として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び秘匿の必要性の要件を満たすもののみを重要経済安保情報として指定する。

【第 1 号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究】

① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの

ア 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置

- a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置
- b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置
- c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a 及び b に掲げるものを除く。）

イ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とす

るその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置

- ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの

ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置

イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置

a 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置

b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。）

ウ 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置

【第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】

- ① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの

ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの

a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報

b 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報

イ 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの

a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報

b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報

c 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報

- ② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの

ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報

- イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報
- ウ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報
- ③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

【第3号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報】

外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む。）

【第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力】

第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力に関する情報

2 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の者に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていないとしても、本要件を満たさない。なお、非公知性の判断については、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案し、個別具体的にを行うものとする。

3 秘匿の必要性

秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力などが露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難になったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力が滞るなど、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

第2節 指定に当たって遵守すべき事項

1 遵守すべき事項

重要経済安保情報を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 要件該当性の判断は、厳格に行い、重要経済安保情報として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとする。

- (2) 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。
- (3) 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。
- (4) 重要経済安保情報に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、重要経済安保情報の指定の対象となる情報である。これを前提に、重要経済安保情報に当たる情報が出現する前に、これを重要経済安保情報に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。
- (5) 指定の効果は将来にわたってのみ有効であり、行政機関が法の施行以前に提供した情報に遡及して適用させてはならないこと。

2 留意事項

重要経済安保情報に指定される情報とは、行政機関が保有する情報であることが前提であるが、事業者等から提供された情報であっても、3つの要件に該当するものであれば、行政機関の長が重要経済安保情報に指定することは妨げられない。ただし、要件該当性の判断に当たっては、特に、非公知性と秘匿の必要性の該当性との関係において、事業者等から提供された情報を単に重要経済安保情報に指定するだけでは、当該情報を提供した事業者等には法の規定は及ばず、当該事業者等は適性評価を受けずとも引き続き当該情報を扱うことが可能で、漏えいに対して最大5年以下の法定刑が及ぶこともない、といったことを踏まえる必要がある。

第3節 指定の手続

1 重要経済安保情報管理者の指名

行政機関の長は、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を重要経済安保情報管理者に指名し、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

- (1)～(9) (略)
- (10) 施行令第11条第2項の規定による措置
- (11)・(12) (略)

2 対象情報の認知

行政機関又は都道府県警察の職員は、重要経済安保情報に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が重要経済安保情報に指定されるよう関係職員に通報するなどの措置を講ずるものとする。

3 要件該当性の判断及び有効期間の設定

行政機関の長は、指定をしようとする際には、当該指定をしようとする情報の要件該当性を判断するとともに、法第4条第1項に基づく指定の有効期間を設定するものとする。

有効期間の設定に当たっては、外部からの脅威動向や技術動向を始めとする経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して、適切であると考えられる期間を定めるものとする。なお、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を明らかにしておくよう努めるものとする。

4 重要経済安保情報指定書の作成

行政機関の長は、指定をしようとする際には、当該指定をしようとする情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者に命じて、指定をしようとする情報に関する重要経済安保情報指定書（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成させるものとする。

重要経済安保情報指定書には、当該指定をしようとする情報が、第1節1(2)の事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、指定の要件を満たしているか否かが判別できるように指定の理由を記載し、又は記録するとともに、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、その条件を明らかにするものとする。

また、重要経済安保情報指定書には、他の情報と区別することができるように、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）をできる限り具体的に記述し、又は記録するよう努めるものとする。その際、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、例えば、「令和〇〇年度〇〇計画」、「令和〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」といった形で期間を区切るとともに、必要に応じて、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、指定の有効期間も含めて指定の範囲が明確になるようにするものとする。ただし、当該対象情報の記述を含む重要経済安保情報指定書を、重要経済安保情報として取り扱うことを要しないようにしなければならない。

このほか、重要経済安保情報指定書には、各行政機関において付与する指定の整理番号及び当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。

5 指定管理簿の作成及び記載又は記録

行政機関の長は、指定管理簿（施行令第3条に規定する指定管理簿をいう。以下同じ。）を作成し、保護規程（施行令第11条第1項に規定する規程をいう。以下同じ。）で定める者に管理させる。

重要経済安保情報管理者は、その所掌に係る重要経済安保情報の指定等がなされたときは、指定管理簿への記載又は記録に必要な事項を、指定管理簿を管理する者に報告し、当該指定管理簿を管理する者は、報告を受けた事項を指定管理簿に記載し、又は記録するものとする。

指定管理簿には、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、個々の重要経済安保情報について、指定の整理番号及び当該指定に係る重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。施行令第3条第3号に基づき、重要経済安保情報の概要を記載し、又は記録するに当たっては、第1節1(2)の事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、指定の要件を満たしているか否かが判別できるようにするとともに、情報の秘匿に支障のない範囲内で、他の情報と区別することができるよう具体的に記述するよう努めるものとする。

ただし、指定管理簿を重要経済安保情報として取り扱うことを要しないようにしなければならない。

6 重要経済安保情報の表示又は通知及び指定の周知

重要経済安保情報管理者は、指定がされたときは、行政機関の長の命を受けて、法第3条第2項第1号又は第2号に規定する措置を講ずるほか、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を、当該行政機関において当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定について法第3条第2項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

7 指定の通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合の必要な措置の実施

重要経済安保情報管理者は、行政機関の長の命を受けて、法第3条第2項第2号の規定による通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合、当該通知の相手方が通知内容を確実に確認し、これに基づき適確な保護措置が講じられることを担保するため、電子メールの開封確認機能を利用し通知の相手方の電子メール開封を確認すること、通知の相手方に通知内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

また、重要経済安保情報管理者及び警察本部長（法第5条第3項に規定する警察本部長をいう。以下同じ。）は、法第3条第2項第2号の規定による通知以外の通知（施行令第7条第1項第2号、第8条第1号、第10条第1項第2号、第11条第3項、第12条第1項、第13条、第14条及び第16条第2項に規定する通知をいう。）を、書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合にも、必要な措置を講ずるものとする。

さらに、契約（第5章第1節4の契約をいう。以下同じ。）に基づき適合事業者が重要経済安保情報を保有させ又は提供する行政機関の長は、当該適合事業者に対し、当該適合事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で通知（施行令第17条に規定する通知をいう。）を行う場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第4節 その他

1 指定した重要経済安保情報を適切に保護するための規程

行政機関の長は、重要経済安保情報を適切に保護するため、保護規程を定めるものと

する。
(以下略)

第3章 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了、延長、解除等

第1節 指定の有効期間の満了及び延長

1 指定の有効期間が満了する場合の措置

(1) 指定の理由の点検

行政機関の長は、指定の有効期間の延長要否を検討する際に、時の経過に伴って指定の必要性を巡る状況が変化していることも踏まえつつ、その指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、その指定の理由を点検させることとする。その上で、指定の有効期間を延長するときには、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。

なお、例えば、以下の①から④までに掲げる事項に関する重要経済安保情報（外国の政府等から提供されたものを除く。）に関して、当該①から④までに掲げるときを経過した後、引き続き当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

- ① 計画又は研究のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき
- ② 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき
- ③ 重要経済基盤の用に供する施設、設備に関する情報 これらの施設や設備を使用しなくなったとき
- ④ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき

(2) 指定の一部延長

行政機関の長は、指定した重要経済安保情報について、当該指定の有効期間が満了する場合において、(1)の点検を行ったのち、その一部が指定の要件を満たさなくなる場合は、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分についてのみ、指定の有効期間を延長するものとする。

2・3・4 (略)

第2節 指定の解除

1 指定を解除する場合の措置

(1) 指定の理由の点検等

行政機関の長は、その指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、秘匿の必要性を巡る状況の変化や重要経済安保情報である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実

施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載し、又は記録させるものとする。

行政機関の長は、重要経済安保情報に当たる情報が出現する前に、あらかじめ重要経済安保情報に指定したにもかかわらず、指定した重要経済安保情報に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した重要経済安保情報の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、重要経済安保情報を指定する際に、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、重要経済安保情報である情報を重要経済安保情報の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

2 (略)

第3節 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報を記録する行政文書の保存期間が満了したものの取扱い

1 指定の有効期間が通じて30年を超える重要経済安保情報

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える重要経済安保情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書の保存期間が満了したときは、公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

2 指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかった重要経済安保情報

行政機関の長は、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかったときは、法第4条第6項の規定により、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管するものとする。

3 その他の重要経済安保情報

行政機関の長は、重要経済安保情報であって、指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書（上記1及び2の行政文書を除く。）の保存期間が満了し

たときは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄するものとする。

その際、指定の有効期間が通じて25年を超える重要経済安保情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書の保存期間が満了したときは、当該行政文書に長期間にわたり重要経済安保情報に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。

第4章・第5章 （略）

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置

第1節 （略）

第2節 内閣府独立公文書管理監による検証・監察

1 内閣府独立公文書管理監による検証・監察

内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等（重要経済安保情報を記録する行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）をいう。以下同じ。）の管理が、法、施行令及び本運用基準第1章から第3章まで（以下「法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

ここでいう、重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の検証・監察には、保存期間1年未満の重要経済安保情報文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。なお、保存期間1年未満の重要経済安保情報文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

2 行政機関の長に対する資料の要求

内閣府独立公文書管理監は、業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

行政機関の長は、上記による求めがあったときは、法第9条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に重要経済安保情報を提供するものとし、当該重要経済安保情報の提供が、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして、上記の求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。

3 是正の求め

内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと認める場合には、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該

重要経済安保情報行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとし、その是正を求めたときは、その内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知するものとする。

行政機関の長は、上記による是正の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

4 行政機関の長による指定管理簿の写しの提出等

上記で定めるもののほか、行政機関の長は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の検証・監察の実施に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 重要経済安保情報を指定し、指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したとき、又は、指定の有効期間を延長し、若しくは指定を解除し、施行令第8条第2号若しくは第10条第1項第3号に基づき、それぞれ指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監に、当該指定に関する指定管理簿の写しを提出すること。
- (2) 重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理について、毎年1回、次に掲げる事項その他の重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に資する事項を、内閣府独立公文書管理監に報告すること。
 - ① 重要経済安保情報行政文書ファイル等の名称
 - ② 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存場所
 - ③ 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存期間
 - ④ 重要経済安保情報行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置
- (3) 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと行政機関の長が認めた場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監に報告すること。

第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

1 通報窓口の設置

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は法第4条第5項、第8条、第9条、第10条若しくは第18条第4項の規定により提供された重要経済安保情報について、当該提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料する場合に通報するための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

2 通報の処理

- (1) 行政機関に対する通報
 - ①～③ （略）

④ 調査結果の通知

行政機関の長は、調査を実施した場合には、その結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(2) 内閣府独立公文書管理監に対する通報

① 取扱業務者等による通報

取扱業務者等は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、指定管理簿に記載され、又は記録された重要経済安保情報の概要や、重要経済安保情報が記録された文書の番号を用いるなどし、重要経済安保情報を漏らしてはならない。

この通報は、2 (1) ②において調査を行わない旨の通知又は2 (1) ④の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 2 (1) ①に定める通報をすれば、不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合

イ 2 (1) ①に定める通報をすれば、当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足る相当の理由がある場合

ウ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足る相当の理由がある場合

② 内閣府独立公文書管理監による調査の実施

内閣府独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとし、必要があると認めるときは、①の通知に係る行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。行政機関の長は、当該求めがあったときは、法第9条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に重要経済安保情報を提供するものとし、当該重要経済安保情報の提供が、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして、その求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。

③ 是正の求め

内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めるときは、当該重要経済安保情報の指定及びその解除をし、又は重要経済安保情報行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該重要経済安保情報行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとし、その是正を求めたときは、その内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知するものとする。

④ 調査結果の通知

行政機関の長は、上記の是正の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

内閣府独立公文書管理監は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(3) 通報者の保護等

① 個人情報の保護

通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

②・③ (略)

④ 通報に係る記録の保管

行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

第4節 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告等

1 行政機関の長による報告

行政機関の長は、毎年1回、(1)から(14)までに掲げる事項を重要経済安保情報保護活用委員会に、(1)から(8)まで及び(14)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に、報告するものとする。

- (1) 当該行政機関の長が指定した重要経済安保情報の件数（第2章第1節1に規定する事項の細目ごと。(2)～(4)において同じ。)
- (2) 過去1年に新たに指定をした重要経済安保情報の件数
- (3) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数
- (4) 過去1年に指定を解除した件数
- (5) 重要経済安保情報であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数
- (6) 重要経済安保情報であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数
- (7) 過去1年に廃棄した重要経済安保情報行政文書ファイル等の件数
- (8) 過去1年に処理した第3節2の通報の件数
- (9) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあつては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(10)及び(11)において同じ。)
- (10) 過去1年に適性評価の評価対象者が法第12条第3項の同意をしなかった件数
- (11) 過去1年に申出のあった苦情の件数
- (12) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
- (13) 適合事業者の認定の件数

(14) その他参考となる事項

2・3 (略)

4 内閣府独立公文書管理監による報告

内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報保護活用委員会に対し、1 (1) から (8) まで及び (14) に掲げる事項に関し、行政機関の長による重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第 5 節・第 6 節 (略)

第 7 節 その他の遵守すべき事項

重要経済安保情報の提供を受けた重要経済安保情報保護活用委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該重要経済安保情報を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該重要経済安保情報を利用する職員の範囲を制限することその他の当該重要経済安保情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(中略)

内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(後略)

第 7 章・第 8 章 (略)

○公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）（抄）

（定義）

第 2 条 （略）

2 （略）

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第 19 条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 （略）

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7・8 （略）

（整理）

第 5 条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第 1 項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置と

して、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第4項、次条第3項、第10条第3項、第30条及び第31条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3・4 (略)

(行政文書管理規則)

第10条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項

3・4 (略)

○公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）（抄）

（保存期間の延長）

第 9 条 行政機関の長は、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間
 - 四 行政機関情報公開法第 4 条に規定する開示請求があったもの 行政機関情報公開法第 9 条各項の決定の日の翌日から起算して一年間
- 2 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

（行政文書ファイル管理簿の記載事項等）

第 11 条 法第 7 条第 1 項の規定により行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 分類
- 二 名称
- 三 保存期間
- 四 保存期間の満了する日
- 五 保存期間が満了したときの措置
- 六 保存場所
- 七 文書作成取得日（行政文書ファイルにあっては、ファイル作成日）の属する年度その他これに準ずる期間
- 八 前号の日における文書管理者（行政文書ファイル等を現に管理すべき者として行政機関の長が定める者をいう。第 11 号において同じ。）
- 九 保存期間の起算日
- 十 媒体の種別
- 十一 行政文書ファイル等に係る文書管理者

2 （略）

（法第 7 条第 1 項ただし書の政令で定める期間）

第 12 条 法第 7 条第 1 項ただし書の政令で定める期間は、一年とする。

○行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）（抄）

第 4 整理

1 職員の整理義務

職員は、下記 2 及び 3 に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめること。
- (3) (2)の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

2 分類・名称

行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第 1 に掲げられた業務については、同表を参照して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。

3 保存期間

- (1) 文書管理者は、別表第 1 を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。
- (2) 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- (3) 1－(1)の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- (4) 1－(1)の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第 2 条第 6 項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあつては、1 年以上の保存期間を定めるものとする。
- (5) 1－(1)の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を定めるものとする。
- (6) 1－(1)の保存期間の設定においては、(4)及び(5)の規定に該当するものを除き、保存期間を 1 年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書）。
 - ① 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - ② 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - ③ 出版物や公表物を編集した文書
 - ④ ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - ⑤ 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - ⑥ 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - ⑦ 保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- (7) 1－(1)の保存期間の設定においては、通常は 1 年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的

跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

(8) (略)

(9) 1－(3)の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

(10)～(12) (略)

《留意事項》 (略)

第7 保存期間の延長、移管、廃棄

1 保存期間が満了したときの措置

(1) 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 移管又は廃棄

(1) 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、1－(1)により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

(2) 文書管理者は、(1)の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。

(3) 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第4－3－(6)①から⑦に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、第4－3－(4)、(5)及び(7)に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、〇〇省は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような種類の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。

(4)～(6) (略)

《留意事項》

〈保存期間が満了したときの措置〉

① 各行政機関においては、ガイドライン別表第2に、各行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた当該行政機関を通じた事項等を加えて、規則の別表第2（保存期間満了時の措置の設定基準）とするものとする。

(以下略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

- 【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

《留意事項》 （略）

2 （略）

○内閣府本府組織令（平成 12 年政令第 245 号）（抄）

（大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置）

第 1 条 本府に、大臣官房、政策統括官 10 人（うち 2 人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、独立公文書管理監 1 人及び次の 3 局を置く。

（略）

（独立公文書管理監の職務）

第 3 条の 2 独立公文書管理監は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第 4 条第 1 項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて行う行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、次に掲げる措置に係るものに関すること。
 - イ 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）附則第 9 条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第 3 条第 1 項本文に規定するものをいう。）による同項の規定による指定及び同法第 4 条第 7 項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第 2 条第 4 項に規定するものをいう。ロにおいて同じ。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置
 - ロ 行政機関の長（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）による同法第 3 条第 1 項の規定による指定及び同法第 4 条第 7 項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置
- 二 公文書等の管理に関する法律の施行に関する事務のうち同法第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査に係るもの（同法第 8 条第 2 項の同意及び同条第 4 項の規定による求めに関するものを除く。）並びにこれらの措置の結果に基づいて行う同法第 31 条の規定による勧告に関すること。

○情報保全監察室の設置に関する訓令（平成 26 年 12 月 9 日内閣府訓令第 55 号）（抄）

（総則）

第 1 条 内閣府本府に、情報保全監察室（以下「監察室」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 監察室は、独立公文書管理監の職務を助け、次に掲げる事務を行う。

- 一 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）附則第 9 条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第 3 条第 1 項本文に規定するものをいう。）による同項の規定による指定及び同法第 4 条第 7 項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 4 項に規定するものをいう。二において同じ。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関すること（大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 行政機関の長（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）による同法第 3 条第 1 項の規定による指定及び同法第 4 条第 7 項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関すること（大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。）。

（組織）

第 3 条 監察室に、室長、参事官及び所要の室員を置く。

- 2 室長は、独立公文書管理監をもって充てる。
- 3 室長は、監察室の事務を掌理する。
- 4 （略）

（以下略）

○重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見（令和 8 年 3 月 18 日）

※ 本意見は、内閣府独立公文書管理監から、重要経済安保情報保護活用委員会委員長及び内閣保全監視委員会委員長に宛てて提出した。

重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見

「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）第 6 章第 4 節 4 及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 24 日閣議決定）Ⅴ 5 (1) ウに基づき、以下のとおり、重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見を述べるので、よろしく取り計らい願いたい。

記

令和 7 年中に指定された重要経済安保情報に関し、行政機関が保有する文書等への記録及び重要経済安保情報表示の適否に関する検証・監察を行った。その結果、重要経済安保情報文書のうち、当該情報を記録する部分を容易に区分することができるものについて、適切な表示がされていないものがあることが判明した。

元来、文書等の表示によって安全保障上特に秘匿することが必要である情報とそれ以外の情報を明確に区別することの趣旨は、そうした情報を適確に保護するとともに、開示できる文書を公開することなどにより政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を果たすためである。加えて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）は、そうした情報の漏えい等に罰則を科すものであることから、刑罰の範囲を明確にすべきとする罪刑法定主義との関係でも重要である。

こうした点に鑑みれば、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することができる場合には、当該部分に適切に表示を施すことにより、文書の記載内容のうちいずれの部分もが当該情報に当たるのか、当該文書を閲覧する者に対して明確な状態であることが必要である。

ところで、重要経済安保情報保護活用法及び特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）は、我が国の安全保障上特に秘匿することが必要である情報につき、各行政機関の長の指定のもと、これを保護するという点で共通するものであり、かつ、表示方法に関する法令等の定めについても多くの点で類似している。また、重要経済安保情報保護活用法案に対する国会の附帯決議においても、特定秘密保護制度を始めとする既存の情報保全の仕組みとの整合性の確保が要求されている。

そのため、重要経済安保情報と特定秘密の両方を指定し、文書に表示をするそれぞれの行政機関においては、一の文書や頁に当該両方の情報が含まれる場合があることも踏まえれば、重要経済安保情報表示と特定秘密表示の方法は統一されることが望ましく、両表示が異なるべき合理的な理由はないと考える。

ついては、かかる状況に鑑み、下記の点について所要の措置を講じられたい。

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）第 4 条第 1 号の規定（「その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。」）に関し、具体的な解釈基準を示すことなどにより、重要経済安保情報表示の方法の明確化を図ること。
- 2 重要経済安保情報と特定秘密の両方の情報が一の文書や頁に記載されるケースも考えられることも踏まえ、文書等に表示をする各行政機関における両表示の方法の統一を図ること。
- 3 上記 1 及び 2 に基づく措置が確実に講じられるよう、各行政機関に対し、重要経済安保情報や特定秘密を記録する部分を容易に区分することができる場合における部分的な表示の必要性和重要性を周知するとともに、重要経済安保情報保護活用法施行令第 11 条第 1 項や特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）第 11 条第 1 項等に従って定められる保護規程の改定を求めるなど、必要に応じ、所要の措置を講ずること。
- 4 重要経済安保情報や特定秘密を取り扱う者に対して、重要経済安保情報保護活用法、特定秘密保護法その他の関連法令やそれぞれの行政機関において整備された保護規程の内容を改めて十分に理解させ、必要な保護措置の適確な実施に係る取扱者の責務について再認識させることにより、各行政機関における両法のより一層適正な運用に努めること。